

おくすりQ&A

ED治療薬に多い「偽造薬」について教えてください



どんなところで製造されているのですか？

海外で摘発された製造工場の例をみると、アパートや普通のビルの一室、人里離れた農家など不衛生な場所が製造拠点となっています。



偽物かどうかは、どうやって調べるのですか？

専用の機械があります。薬にレーザー光線を当てて成分をチェックできます。わずか1分程度で判明します。

偽造薬を分析すると様々な成分が検出されており、例えば、**ゴキブリ退治用のホウ酸**、薬の表面に光沢を出すためだと考えられる**床用のワックス**等があります。



偽造薬の方がたくさん流通しているそうですね

製薬会社の調査によると、正規品よりも偽造薬の方が、たくさん流通しているそうですよ。**2010年時点の偽造薬の市場規模は5兆9千億円で、毎年増えています。**製造機械や包装シート、医薬成分まで闇ルートで手に入れることができちゃう——そうした手軽さから、**麻薬ビジネスをしていた組織**が、ノースク&ハイリターン等の理由で、**偽造薬ビジネスへ参入**してきているようです。



どうしてそんなに増えてしまったのですか？

病院に行ったり、薬局で薬を買ったりすることが恥ずかしいことを理由に、インターネットで買う消費者がいます。

また、**個人輸入代行業者と呼ばれる医薬品の輸入手続きを行う業者は、薬事法の規制対象外になっている**ので、取り締まることができません。この業者がどんどん増えてしまえば販路が拡大し、比例して偽造薬の流通も拡大してしまいます。もちろん全ての個人輸入代行業者が偽造薬を扱っているわけではありませんが、**オンライン薬局を監視している会社の調査によると95%が不正サイトだと判明**しています。

そして、偽造薬の製造拠点が、ビルの一室や人里離れた農家であることもあり、摘発するのが非常に難しいという状況です。



偽造薬で被害に遭った場合は、どうなるのですか？

薬の個人輸入は自己責任であり、公的な救済はありません。安易にインターネットで購入するのは避けましょう。



執筆薬剤師 横溝 広和

わたらの健康とくすり

第201号



今月の内容

- ・マイコプラズマ肺炎について
- ・後発品に変更可能なお薬を見分けるには
- ・ED治療薬に多い「偽造薬」について教えてください

シオン（キク科）

中国地方、九州のやや湿った草原に自生する一方、観賞用に栽培もされる高さ1mになる大型の野菊です。秋、茎の先が多数に枝分かれをし、その先に淡紫色の頭花を付けます。短い根茎とそこから生える根を生薬では紫苑といい、痰を切り、咳、過労による咯血を止める働きがあり、漢方薬に配合されます。紫苑の名は、根が紫色で宛（しなやか）なために付いた名とされます。

写真・文 指田 豊

2012年10月発行

発行者 八王子薬剤センター 茂木 徹

東京都八王子市館町1097 電話 042-666-0931

協力 八王子薬剤師会

マイコプラズマ肺炎について

マイコプラズマ肺炎とは

マイコプラズマ肺炎は、ここ数年、子供だけでなく20歳以上の大人や、高齢者での感染報告が増加している感染症です。マイコプラズマ肺炎は、*Mycoplasma pneumoniae* (肺炎マイコプラズマ) という細菌に感染することで起こる呼吸器感染症です。マイコプラズマ肺炎にかかった人が、咳やくしゃみをした時に飛散する飛沫などから感染します。感染してから発症するまでの期間は2～3週間程といわれています。1年を通じて感染報告があり、報告数は冬に増加する傾向があります。

マイコプラズマ肺炎の症状

症状は、発熱、倦怠感、頭痛、痰を伴わない咳から始まります。熱が下がった後も、咳はだんだんひどくなり、長引くこともあります。ほとんどの人は軽い症状で済みますが、一部の人は肺炎になり重症化することもあります。

マイコプラズマ肺炎の治療

マイコプラズマ肺炎の治療には、抗生物質が使用されます。しかし最近では抗生物質が効かないマイコプラズマも増えてきていて、その場合は別の種類の抗生物質を使用して治療します。

マイコプラズマ肺炎の予防

マイコプラズマ肺炎を予防するワクチンなどはないため、手洗い、うがいをきちんとすることが一番の予防策です。咳の症状がある人は、マスクをするなど咳エチケットを守り他の人にうつさないようにしましょう。正しい手洗いの方法、咳エチケットについては「わたしの健康とくすり」第143、146号をご参照ください。

「長引く咳」の症状がある場合は、医療機関にかかるようにしましょう。

執筆薬剤師 岡田 寛征

ちょっとお耳を……

後発品に変更可能なお薬を見分けるには

●処方せんのどこを見ればいいのですか？

処方医は、お薬を銘柄名（商品名）で処方した場合、処方せんに後発品へ変更可能かどうかを、お薬ごとに明示することになっています。皆さんは、処方欄に「変更不可」という欄があることをご存知でしょうか（図の青枠内）。この「変更不可」の欄を確認することで、後発品に変更可能かどうかを見分けることができます。

●実際どのように明示されるのですか？

①後発品への変更が可能な場合

図のガスター D錠20mgのように、処方医は「変更不可」の欄に何も記載していません。このようなお薬は、患者さんのご希望があった場合、薬局で別の銘柄名（商品名）の後発品に変更することができます。

②後発品への変更が不可能な場合

図のムコスタ錠100mgのように、処方医は「変更不可」の欄に✓（または×）を記載し、更に保険医署名欄（図のオレンジ枠）に記名・押印（または署名）をしています。このようなお薬は、患者さんのご希望があっても、薬局で別の銘柄名（商品名）の後発品に変更することはできません。

●後発品に関する疑問点は、処方医や薬剤師にご相談ください

先発品と後発品は、品質や効き目、安全性が同等です。先発品より低価格なため、医療の質を落とすことなく、医療費の削減につながるので、国全体で普及促進に取り組んでいます。後発品に対して不安なことがありましたら、処方医や薬剤師にご相談ください。

図 実際の処方せん（例）

執筆薬剤師 依田 直樹